所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とモロッコ王国との間の条約をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**条約第七号**

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とモロッコ王国との間の条約

日本国及びモロッコ王国は、

両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、

所得に対する租税に関して、脱税又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減（第三国の居住者の間接的な利益のためにこの条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁（あさ）りの仕組みを通じたものを含む。）の機会を生じさせることなく、二重課税を除去するための条約を締結することを意図して、

次のとおり協定した。

**第一条**　対象となる者

1　この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者について適用する。

2　この条約は、第九条2、第十九条、第二十条、第二十三条から第二十五条まで及び第二十八条の規定に基づいて認められる特典に関する場合を除くほか、一方の締約国の居住者に対する当該一方の締約国の課税に影響を及ぼすものではない。

**第二条**　対象となる租税

1　この条約は、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する所得に対する租税（課税方法のいかんを問わない。）について適用する。

2　総所得又は所得の要素に対する全ての租税（財産の譲渡から生ずる収益に対する租税、企業が支払う賃金又は給料の総額に対する租税及び資産の価値の上昇に対する租税を含む。）は、所得に対する租税とされる。

3　この条約が適用される現行の租税は、次のものとする。

(a)　日本国においては、

(i)　所得税

(ii)　法人税

(iii)　復興特別所得税

(iv)　地方法人税

(v)　住民税

（以下「日本国の租税」という。）

(b)　モロッコにおいては、

(i)　所得税

(ii)　法人税

（以下「モロッコの租税」という。）

4　この条約は、現行の租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であって、現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。

IN WITNESS WHEREOF the undersigned, being duly authorised thereto by their respective Governments, have signed this Convention.

DONE in duplicate at Tokyo this nineteenth day of December, 2019 in the English language.

For Japan

藤山美典

For the Republic of Uzbekistan

A. Kamilov